

世田谷区教育委員会事務局教育指導課

「国内ホームステイ事業業務委託」に関するプロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 件名

国内ホームステイ事業業務委託

(2) 目的

世田谷区教育振興基本計画では、児童・生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力の育成とともに、国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎を醸成する取り組みを推進している。本事業では、区立小学生が多様な文化や生活に触れる機会を通して、自国を含めた文化理解を促進することを目的に実施する。

(3) 業務内容

区立小学校 5 年生（以下「参加者」という。）を対象に、海外にルーツをもつホストファミリー宅等でのホームステイ体験を実施する。

- ①ホストファミリーの募集及び選定
- ②参加者の募集及び決定
- ③参加者とホストファミリーのマッチング
- ④ホームステイの実施
- ⑤問い合わせ先の設置
- ⑥実施後アンケートの実施
- ⑦報告書（成果物）の作成

(4) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

※本事業に係る予算の配当を条件とする。

※履行内容が良好と認められる場合は、各年度の本事業に係る予算の配当を条件とし、令和 9～10 年度についても同じ事業者と随意契約を締結する。なお、契約は単年度ごととする。

2 提案限度額

上限額 3,312,000 円（税込）

※本事業に係る令和 8 年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

※令和 9～10 年度以降も同程度を見込む。

3 プロポーザル方式を採用する理由

本事業は、コミュニケーション手段としての「英語教育」と連動した異文化や多様な価値観に直接触れる実践の場としての「体験活動」として、単なる交流にとどまらず、自らが主体的に行動できる行動変容を促すことを目的とする。また、児童の学びの効果を最大限高める工夫をしていく必要があるため、児童の効果的な学びにつながる事業提案が可能な専門的知識を持つ事業者である必要がある。

また、児童を個人宅に滞在させるにあたり、本事業が安全かつ円滑に実施できるような体制等を有する事業者である必要があり、その能力等によって事業の成否が大きく左右されるものである。能力・資質の優れた相手を契約相手方とするには、その事業者の能力等を審査し、広く事業者を募集するプロポーザル方式が最適であるため、プロポーザル方式により事業者を選定する。

4 参加資格

提案書提出時において、次の要件をすべて満たす法人であること。

なお、共同提案による参加（コンソーシアム）の場合は、（５）は代表企業となる事業者が条件を満たすもので足りるものとし、（１）～（４）、（６）については、全ての構成員が満たすこととする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- （２） 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- （３） 法人事業税（「地方法人特別税」を含む）、法人税又は所得税、消費税及地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- （４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- （５） 過去 10 年（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の間に、同種事業を実施した実績を有していること。

【同種事業】

児童・生徒を対象とし、海外にルーツをもつホストファミリー宅等でのホームステイを実施する募集から実施までの一切の業務

- （６） 「国内ホームステイ事業業務委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。構成員は以下のとおり。

委員長	学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）	赤司 祐介
副委員長	教育指導課長	山本 修史
委員	教育指導課統括指導主事	稲 満美
	教育指導課指導主事	石山 賢悟
	烏山北小学校校長	河野 芳浩

5 提案条件説明書の交付期間及び方法

(1) 提案条件説明書の交付期間

令和7年12月5日（金）から令和7年12月19日（金）まで

(2) 方法

世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02251/29463.html>

トップページ→事業者の方へ→現在募集中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援
ページ ID : 29463

6 参加表明書の提出期限、提出先

(1) 期限

令和7年12月19日（金）午後5時まで

(2) 提出先

「15 本件担当部課」のとおり

(3) 方法

持参または郵送（期限までに必着、簡易書留に限る）による。

※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。

(4) 提出書類及び部数

様式1「参加表明書」【原本1部】

4（5）の要件を満たすことが確認できる書類【1部】

なお、共同提案による参加（コンソーシアム）の場合は以下も提出すること。

様式2－1「共同事業体構成書」【1部】

様式2－2「共同事業体協定書兼委任状」【1部】

様式2－3「委任状」【1部】

以下の書類は、世田谷区の競争入札参加資格を有している事業者は提出不要。

A. 履歴事項全部証明書 【正1部】

※発行から3ヵ月以内の原本

B. 税務署が発行する納税証明書（「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」及び「法人税又は所得税」、「消費税及び地方消費税」） 【正1部】

※発行から3ヵ月以内の原本

C. 提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可） 【正1部】

※発行から3ヵ月以内の原本

D. 財務諸表（過去3年間）【正1部】

(5) 招請通知

令和7年12月26日（金）までに参加資格を確認の上、提出者に招請通知を送付する。

(6) 辞退

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、様式3「参加辞退届」を提出すること。

7 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

8 質問受付

(1) 受付期限

令和8年1月7日(水)午後5時まで

(2) 質問方法

電子メールによる。

(3) 送信先

「15 本件担当部課」のとおり

(4) 回答

令和8年1月14日(水)までに電子メールにて参加表明した全事業者に回答する。

9 提案書の提出期限、提出先及び方法

(1) 提出期限

令和8年1月30日(金)午後5時まで

(2) 提出先

「15 本件担当部課」のとおり

(3) 方法

提案書(原本、副本)を電子メールにて、PDFデータを提出すること

10 提案書の内容

(1) 提案書の仕様

①A4サイズとし、書式は自由とする。枚数については特に指定しないが、簡潔明瞭に記述すること。また、資料添付も可とする。

②提案書には頁をふり、目次をつけること。

③原本データは、様式4「提案書の提出について」を表紙とすること。

④副本データ(添付書類含む)は、上記原本データから事業者名または事業者名が推察できる表現(事業者名、代表者、事業者名を用いた商品名等)を除くこと。

(2) 提案書項目について

①法人概要

ア 商号又は名称(株式会社・有限会社等法人格の種類もあわせて表示すること。)

イ 本店所在地(ビル名等方書きがあれば明記すること。)

ウ 設立登記年月日

エ 提案書作成日直近における従業員数

オ 提案書作成日現在の資本金額

※共同事業体（コンソーシアム）による参加の場合は、代表事業者（受任者）、構成事業者（委任者）の法人別にアからオについて明示すること。

②本業務委託に対する提案内容

ア 本業務への取組方針

イ 本業務の実施体制（人員配置、実施スケジュール、募集方法、区への連絡体制等）

ウ 実施プログラム内容（具体的な異文化体験活動の内容等）

エ 危機管理体制（事故やトラブル発生時の連絡体制や対応内容等）

③類似業務の実績

④受託経費見積書

⑤その他アピールしたいことがあれば、具体的に記入すること。

11 審査方法

委託先の候補者を選定するため、「国内ホームステイ事業業務委託事業者選定委員会設置要綱」により選定委員会を設置し、審査する。

（１）選定委員会の構成員

役職名	職	氏名
委員長	学校教育部副参事(学校経営・教育支援担当)	赤司 祐介
副委員長	教育指導課長	山本 修史
委員	教育指導課統括指導主事	稲 満美
委員	教育指導課指導主事	石山 賢悟
委員	烏山北小学校校長	河野 芳浩

（２）評価基準

①事業目的の理解

②実施体制

③実施プログラム内容

④危機管理体制

⑤同種事業実施実績

⑥受託経費見積の妥当性

⑦質疑応答での説明内容の適格性

（３）１次審査（書類審査）

①応募事業者から提出された提案書を、評価基準に基づいて審査する。

②１次審査の結果、上位３者程度を選抜する。

③１次審査の結果は、令和８年２月１３日（金）までに、提案書を提出した事業者に対し、様式１「参加表明書」に記載の電子メールアドレスあてにメールで通知する。

（４）２次審査（プレゼンテーション、質疑応答）

①令和８年２月２５日（木）に世田谷区役所で実施する。（予定）

- ②審査基準に基づいて審査する。
- ③出席者は、各事業者３名までとする。
- ④１事業者につき、約２５分とする。（プレゼンテーション１５分、質問回答１０分）
- ⑤２次審査の結果は、令和８年３月２日（月）に、プレゼンテーション及び質疑応答を実施した提案者に対し、様式１「参加表明書」に記載の電子メールアドレスあてにメールで通知する。

12 参加者の失格

次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。

- （１）定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき。
- （２）指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- （３）虚偽の内容が記載されているとき。
- （４）審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。
- （５）その他、説明書に違反すると認められるとき。

13 提案にあたっての留意事項

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）契約保証金は、免除とする。
- （３）契約にあたっては、契約書を作成する。
- （４）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は無い。
- （５）関連情報を入手するための照会窓口は、「15 担当部課」とする。
- （６）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （７）詳細は説明書による。
- （８）提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- （９）提案書の提出後に「４ 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- （10）本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和８年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。

14 選定スケジュール

日程	内容
令和７年１２月５日（金）	ホームページにて公募開始、提案条件説明書配布開始
令和７年１２月１９日（金）	提案条件説明書配布期限、参加表明書提出期限
令和７年１２月２６日（金）	招請通知の発送
令和８年１月７日（水）	質問提出期限
令和８年１月１４日（水）	質問回答

日程	内容
令和8年1月30日（金）	提案書提出期限
令和8年2月上旬	第1次審査（書類審査）
令和8年2月13日（金）	第1次審査結果通知
令和8年2月25日（水）	第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）
令和8年3月2日（月）	第2次審査結果通知
令和8年4月1日（水） 予定	契約締結

15 本件担当部課

世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号（世田谷区役所東棟6階603番窓口）

電話：03-5432-2706

FAX：03-5432-3041

メールアドレス：セキュリティ上の観点から、希望者からの問い合わせに基づき個別に
伝達する。

付 則

この要領は、令和7年12月5日から施行する。